

お 願 い

市と契約締結する建設工事の施工に当たっては、次の事項にご配慮くださるようお願いいたします。

1 契約書について

契約書は、**図面は封筒に入れなくて折りたたんで必ず袋とじにしてください。**

綴じ方は、契約書→再資源等に関する法律第13条に基づく書面（書面のない場合あり）→約款→仕様書→図面

2 建設業退職金共済証紙について

1件当たりの請負契約が600万円以上の工事については、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を契約の日から1ヶ月以内に提出し、工事現場には、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を的確に実施してください。

なお、工事完成後は「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を提出してください。

3 元請・下請関係の合理化について

〔1〕 一括下請及び不必要な重層下請は行わない。

〔2〕 下請契約に際しては、「建設工事標準下請負契約約款」により締結し、これにより難しい特別な事情のある場合でも、少なくとも工事名、工事場所、工期、請負代金並びに請負代金の支払時期及び方法を明記した文書により契約するようにしてください。

〔3〕 下請契約を締結したときは、「下請負人通知書」を提出してください。

4 労働災害の防止について

建設工事を取り巻く状況は、災害発生の危険性が高く、ひとたび災害が発生すると、法的、社会的に責任を問われるケースが多いので、労働安全衛生法等の関係法令を遵守され、労働災害の防止には特段の注意を払うようにしてください。

5 過積載の禁止について

工事中建設資材等の運搬については、関係法令等を遵守するとともに、過積載を行わないようにし、交通事故防止に努められるようにしてください。

6 不正軽油使用の禁止について

工事現場において、不正軽油が使用されないよう特段の配慮をしてください。

7 環境への配慮について

公共工事の施工に際しては、環境への影響を最小限に抑えるため、公害等の防止に配慮した低公害型の車両や建設機械を使用し、資源エネルギーの抑制に努め、工事中の周辺環境への影響を極力少なくするよう配慮してください。

8 労務単価について

公共工事の積算に用いる労務単価は、農林水産省及び国土交通省が公共事業労務費調査の結果を基に決定しています。この点に十分留意し、労働者の適切な雇用・労働条件を確保するため適正な賃金の支払いに努めるようにしてください。

なお、労務単価については、埼玉県ホームページの土木工事設計単価表で確認してください。

9 監督員への提出書類について

別紙「監督員への提出書類等一覧表」を参照してください。

裏面もご確認ください。